

有限会社ホワイトコーポレーションに対する行政処分の概要

山口県は、布団の訪問販売業者である有限会社ホワイトコーポレーションに対し、特定商取引に関する法律（特定商取引法）の違反行為を認定し、平成20年2月18日付けで同法第8条第1項に基づく行政処分（業務停止命令）を行いましたので公表します。

1 事業者の概要

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 名称 | 有限会社ホワイトコーポレーション |
| (2) 代表取締役 | 野里福好（のざと ふくよし） |
| (3) 本店所在地 | 愛知県名古屋市西区南川町54番地 |
| (4) 取扱商品 | 寝具（布団） |

2 取引の概要

有限会社ホワイトコーポレーションは、愛知県名古屋市西区南川町54番地に本社を置いているが、山口県内において個人（以下「顧客」という。）を対象に「壽」等と称する寝具（布団）の販売を行った当時は、有限会社ジブリコーポレーションと称し、愛知県名古屋市東区徳川二丁目24番3号に本社を置いていた。

同社は、「奥さん、この人形欲しくない。」「おばあちゃん、おばあちゃん、いいものあげるから、こんかね。」などと言って顧客を勧誘し、ビルの2階や3階などの一室に連れて行き、人形や海苔、靴下等雑貨品などを配って雰囲気盛り上げ、最後に布団を出して、「この布団は脳梗塞にもよい。」「しびれが治る。」などと不実を告げるなどして布団の売買契約を行っていた。

3 業務停止命令の内容と期間

(1) 業務停止命令の内容

特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 訪問販売に係る売買契約締結について勧誘すること。
- ② 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- ③ 訪問販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成20年2月20日から平成21年2月19日まで（12か月間）

4 業務停止命令の原因となる事実

同社は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 訪問販売における勧誘目的等不明示（特定商取引法第3条）

同社は、顧客を路上で呼び止めた際に、「奥さん、この人形欲しくない。」等と声をかけるだけで、布団の売買契約の締結について勧誘するに先立って、販売業者の名称、商品の勧誘をする目的であること及び商品の種類を告げていない。

(2) 契約締結時の書面交付義務（特定商取引法第5条第1項）

同社は、顧客から布団の売買契約の申込みを受けて契約を締結した際、その売買契約の内容を明らかにする書面を顧客に直ちに交付せず、販売会場から布団を積んで顧客を自宅に連れて帰る車の中や顧客の自宅で交付している。

(3) 不実告知（特定商取引法第6条第1項）

同社は、布団の売買契約の締結について勧誘した際、顧客に対し、「この布団は脳梗塞にもよい。」「しびれが治る。」「どんな病気でも治る。」などと、不実のことを告げ勧誘している。

(4) 目的隠匿型勧誘後の公衆の出入りしない場所での勧誘（特定商取引法第6条第4項）

同社は、布団の売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに路上で「奥さん、この人形欲しくない。」等と呼び止めて同行させた顧客に対し、ビルの3階の一室等公衆の出入りする場所以外の場所において、布団の売買契約の締結について勧誘している。

(5) 迷惑勧誘（特定商取引法第7条第3号、特定商取引法施行規則第7条第1号）

同社は、顧客に昼食もとらせず、5時間を超える長時間にわたりビルの一室で勧誘するなど、顧客に対し迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘している。

(6) 公共の場所でのつきまとい（特定商取引法第7条第3号、特定商取引法第7条第6号）

同社は、顧客に対し路上で声をかけた際、「時間がないから。」という顧客の手を強引に引っ張り会場に連れて行くなど、公共の場所において顧客の進路に立ちふさがり、顧客につきまとっている。

5 当該事業者に関する相談件数

○山口県消費生活センター及び市町での相談受付合計件数

平成18年度 29件

平成19年度 1件

6 勧誘事例

[事例1]

平成18年12月、山口県在住の甲（74歳）が、午後2時半か3時頃歩道を歩いていたところ、人形を持った同社の従業員が、「奥さん、この人形欲しくない。」と告げた。甲が「欲しい。」と答えると、同社の従業員は「上にあるから、上がり。」と言い、甲は、同社の従業員に連れられて、エレベータと一緒に乗って上がり、会場に行った。甲を連れてきた同社の従業員は、「奥さん、ここに座って。」と言って、会場内に座らせた。

そのとき甲は、いいものをもらえるものだと思っていたので、まさか布団の勧誘だとは思ってもいなかった。甲は、会場内で同社の従業員から、「奥さんは感じがよいから、これあげよ。」と言われ、いろいろなものをもらった。

いろいろなものをもらった最後になって、同社の従業員は布団を出してきて、甲と隣の人との間に立て、隣の人が見えないようにし、この布団は「体によい。」「脳梗塞にもよい。」と勧誘をした。甲は、体によい布団だと思い購入することにした。

同社の従業員から「奥さん、連れて行ってあげるからね。」と言われたので、甲は布団を載せて自宅に連れて帰ってもらうことにした。同社の従業員Aが車で送ってくれたが、午後6時過ぎ頃、家の少し前の車内で、Aは、甲の住所と電話番号を聞き、契約書に自分で記入し甲に交付した。甲は、そのとき初めて、月賦で7万円を5回も払わなければならないと知ったが、既に布団も持っているため、断ることができなかった。

【事例2】

平成18年11月、山口県在住の乙（74歳）が、午前11時頃、商店街の歩道を歩いていると、同社の従業員から「おばあちゃん、おばあちゃん、いいものあげるから、こんかね。」「じきにすむから、話だけでも聞いてくれ。物をおし売りするのは違うから。」と言われ、同社の従業員と一緒にビルの3階に階段で上がった。

最初に、同社の従業員Bが、「ここで、みんなに喜んでもらおうと思って、ものを持ってきました。」と言い、品物を見せて、欲しいか尋ねた。「はい。」と返事をするともらったので、乙は、しゃもじや靴下などを箱に入れるくらいもらった。

最後になって、布団の話が出た。乙が、気がつくやうに、隣に布団があり、その布団で周りが見えなくなった。乙が、「隣の人は。」と、同社の従業員に聞くと、「他の人は、一時払いで払うと言ってお金をおろしに行った。」と言った。Bは、この布団は、「病気が治る。」「どんな病気も治る。」と言ったので、乙は申込書を書いた。その後、乙は、何かかちんとくるようなことを言われて腹が立ったので、「今まで気分が良かったのに、かちんとくるようなことは言いなさんな。」と言い、契約をやめて帰ろうとすると、Bは、「あんたら、ええ、ええ、と言ったやないか。」「今になって、いやって言うのか。」と言ってきた。乙は、「ものを売りつけられるのはいやや。」と言ったが、契約をしなければここから出してもらえないと思い、契約をやめるのをあきらめた。

布団は車で運んでもらうことになり、乙は、同社の従業員Cに車で家まで送ってもらった。昼食も食べておらず、家に着いたのは4時半か5時頃で、勧誘を受けてから5時間以上たっていた。

家に着くなり、Cは、「もう少し内金を増やしてくれないか。」と言ったが、乙が断ると、そのときにはじめて、領収書を書いて乙に渡し、「あとからことを起こさんようにしてもらわんと、わしらクビになる。」と乙に告げた。

【事例3】

平成18年11月、山口県在住の丙（85歳）が、午前10時45分頃、バス停の方に歩いていると、同社の従業員が、「おばあちゃん。」だったか「奥さん。」だったか、声を掛けてきた。丙は、「時間がないから。」と告げると、同社の従業員は、丙についてきて、「ちょっと来たらわかる。わかる。ちょっと来てみて。」と言い、ちょうど信号が赤で車が止まっていたので、丙の手を強引に引っ張って、その間をぬけるように、車道を斜めに横切り、ビルの2階の会場まで連れて行った。

部屋の中にいた同社の従業員が、いろいろな物を出し、「これいる人。」と言い、部屋にいた顧客は手を叩いて、人形や海苔などをもらっていた。

丙は、手を叩かずにいると、同社の従業員から「おばあちゃんも、手を叩いて。」と言われたので、仕方なく、何回か叩いた。それでも、丙はいろいろな物をもらった。

一番最後、丙が帰る5分前くらいだったが、見本の布団を出してきて、布団の勧誘が始まった。丙は、そのとき初めて、「あ、布団を売るのか。」と感じたが、いろいろな物をもらったし、この会場に入った時点でもう断れないような雰囲気があり、契約しないと出られないかもしれないと思って、布団の勧誘を断れなかった。手付けを支払ったが、そのときに、契約書や領収書はもらわなかった。

同社の従業員Dが、車で送ってくれ、家に着いたのは、午後3時半頃で、勧誘を受けてから4時間以上たっていた。昼食は食べていなかった。Dは、車の中で「どのくらい払えるか。」と言ったので、丙は、「年金暮らしでお金がないので、月1万円しか払えない。」と答えたが、Dは、「もう少し払ってもらわんとやれん。」と言った。布団の値段を見ると、21万8千円になっているので、丙は、そこで初めて、こんなに高い布団なのかとびっくりしたが、ここまで来たので、買うのをやめると言うことはできなかった。結局、契約書や領収書はもらったのは、布団を自宅に運んできたときだった。

[事例4]

平成18年12月、山口県在住の丁（76歳）が、横断歩道を渡って歩いていると、同社の従業員に、「奥さん、ちょっといいですか。いいものがあります。」「1時間も掛かりませんから。見るだけでも見てください。」と告げられた。

丁は、「待ち合わせしているのでつきあえません。」と断ると、同社の従業員は、「まあ、来て見てください。見るだけですから。」と告げ、丁が、「何があるの。」と聞くと、「人形など、いろいろなものがあります。そんな悪いものじゃないから。」と告げたので、そのまま、会場についていった。

丁が会場の中に入ると、人形が置いてあったので、人形を売っているのだろうと思い、丁は、「この人形買って帰ります。」と言うと、同社の従業員は、「売るもんじゃないです。あとであげますから。」と告げた。丁は、「払って帰りますから。」と言うと、「もう少し、待っていて。」と言われた。部屋には、段ボールの箱があったが、中には人形が入っていると思っていた。

同社の従業員は、いろいろな物を出して、おもしろい話をしながら「これ、いる人。」と言うと、会場内の客は、大きな声で「はーい。」と手を挙げて、人形やホッカイロ、サポーターのようなものをもらっていた。

丁は、待ち合わせをしているので、気になって、「帰りたい。」と言って、帰ろうとすると、同社の従業員が「まあまあ。」と言って、帰るのをやめさせた。

2時間くらいたった後、同社の従業員は「もう少ししたら、話は終わりますから。」と言って、丁の後ろの方から布団を出してきて、この布団は、「しびれが治る。」「神経痛も治った人もいる。」などと言い、布団の勧誘を始めた。

丁は、そのとき初めて、本当は布団の販売だったのだと知ったが、「しびれが治る。」と言われ買うことにし、手付け金を支払った。会場を出るときに領収書もらった。

7 その他：他県における同社の行政処分歴

(1) 指示（法第7条）

平成18年3月28日 岩手県知事

(2) 業務停止命令（法第8条）

平成18年11月27日 香川県知事

（業務停止期間：3か月 平18.11.29～平19.2.28）

平成19年1月9日 愛媛県知事

（業務停止期間：3か月 平19.1.11～平19.4.10）

(参考)

特定商取引に関する法律（昭和五十一年六月四日法律第五十七号）（抜粋）

(定義)

第二条 この章において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の経済産業省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う指定役務の提供
- 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に行きさせた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う指定役務の提供

2～4 略

(訪問販売における氏名等の明示)

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、経済産業省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第四号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一 営業所等以外の場所において、指定商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は指定役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）、
- 二 営業所等以外の場所において指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき、
- 三 営業所等において、特定顧客と指定商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は指定役務につき役務提供契約を締結したとき。

2 略

(禁止行為)

第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして経済産業省令で定める事項
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
- 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 略

3 略

4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

(指示)

第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令で定めるもの。

(業務の停止等)

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号)
(抜粋)

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。

二～五 略

六 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。

七 略